

技能講習が免除となる有害鳥獣捕獲従事者について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律及びその関係法令が令和3年9月15日に施行され、下表の要件を満たす場合には、市町村の被害防止計画に定められた対象鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の捕獲等に使用している猟銃と、同種の猟銃の所持許可又は更新時における技能講習が免除されます。

	鳥獣被害対策実施隊員	左記以外の特定従事者
要件	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 申請日前1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加（注1）したこと。 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。 	次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> 申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、有害鳥獣捕獲の許可を受け又は有害鳥獣捕獲の従事者として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加（注1）したこと。 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと。
申請期間	当分の間	令和9年4月15日までの間
許可等申請書類	次の書類を提出（提示）すること。 ① 市町村長の発行する鳥獣被害対策実施隊員の指名書又は任命書等（提示）（注2） ② 市町村長の発行する対象鳥獣被捕獲等参加証明書（注4） ③ 銃刀法の指示処分を受けていないこと等の誓約書（注5）	次の書類を提出（提示）すること。 ① 鳥獣保護法第9条第7項に規定する許可証又は同条8項に規定する従事者証（提示）（注3） ② 市町村長の発行する対象鳥獣被捕獲等参加証明書（注4） ③ 銃刀法の指示処分を受けていないこと等の誓約書（注5）

注1：「1回以上参加した」とは、対象鳥獣を捕獲する活動に1回以上参加したことであり、勢子として参加した者も含まれます。

注2：鳥獣被害対策実施隊員の指名書又は任命書等は、いずれも対象鳥獣の捕獲等に使用した猟銃と同種の猟銃の所持許可又は更新の申請日（以下「猟銃所持許可等申請日」という。）において有効なものに限ります。

注3：鳥獣保護法に規定する許可証又は従事者証は、いずれも猟銃所持許可等申請日において有効なものに限ります。ただし、次のいずれかに掲げる書類の提出があった場合は、当該許可証又は従事者証の提示に代えることが出来ます。

① 申請日において申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事していることを証明する書面（地方公共団体発行のものに限る。）

② 申請日後の日で、対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日（申請日前1年以内に限る。③において同じ）から1年以内の日において申請者が猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれることを証明する書面（地方公共団体発行のものに限る。）

③ 申請日後の日で、対象鳥獣捕獲等参加証明書に記載された特定捕獲等の参加日から1年以内の日から有効期間が開始する許可証等

注4：「市町村長の発行する対象鳥獣被捕獲等参加証明書」は、申請日の前1年以内に参加した旨の証明書です。申請手続等は、市町村の担当部署へお問い合わせ下さい。

注5：銃刀法の指示処分を受けていないこと等の「誓約書」の様式は別添のとおりです。

誓 約 書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

私は、銃砲刀剣類所持等取締法

}	<input type="checkbox"/> 第4条の2第1項の規定による
	<input type="checkbox"/> 第7条の3第1項の規定による

}	猟銃の所持の許可の申請
	猟銃の所持の許可の更新の申請

をする日前3年以内に同法第10条

の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現に
ない者であることを誓約します。

住所

職業

氏名

備考 該当する事項の□内にレ印を記入すること。